

# 自転車通学のきまり

太田市立城西中学校

## 徒歩通学と自転車通学

### 基本は徒歩通学です

登下校の安全確保を考慮し、自転車通学を申請した生徒全員に自転車通学を許可致します。

ただし、申請には自転車通学のきまりを守ることを誓約することが必要となりますので、よろしくお願い致します。

### 自転車について

本校は自転車についての指定はありません。しかし、生徒数が多く、自転車置き場も限られたスペースの中で使用しています。そのため、自転車を止めるステップについては、片側に傾けて止めるタイプのスタンドは禁止としています。また、登下校時に部活動等で荷物も増えるため、かごや荷台が必要となります。

### ステッカーの色について

ステッカーの色は原則として学年ごとに違うものを自転車に貼ります。

令和5年度は、3年生は青ステッカー 2年生は緑ステッカー 1年生は赤ステッカーとします。再発行を行う際には上記の学年の色で発行します。

※自転車通学に使用するステッカーの番号を申告していただきます。申告した番号以外の自転車で通学した場合、違反と見なしますので注意してください。

自転車の故障等で申告した自転車が使えない場合、登校前に学校に必ず連絡してください。

※自転車の故障が長引く場合、交通安全担当に申し出てください。

仮鑑札証を貸し出します。

## 「命を守る交通安全」 ～自転車通学の停止について～

### 停止にあたる違反

生徒の安全を守るため、危険な行為、マナー違反があった場合は、自転車通学を停止します。その場合、自転車の使い方・乗り方について保護者の方と再確認をお願い致します。

登下校時・休日の部活動時において以下のような場合、一定期間自転車通学を停止します。

○ヘルメットをかぶらない・ヘルメットのアゴひもをしめない行為など

・傘さし運転（自転車に傘がついている場合も傘さし運転と見なします）

・二人乗り、その他、交通ルールの違反、マナー違反、危険と認められる行為など。

○年度はじめに申告した色番号のステッカーが貼っていない自転車での通学。

○決められた場所以外への自転車の駐輪。

○改造自転車の使用（ハンドル角度の改造や、ハンドルの固定がされていない物、ブレーキレバーの位置が不自然な場合や固定がなされていない場合、後輪にステップがついている、荷台の一部が不自然に持ち上がっている等）

### 停止の内容

○1回目の違反は自転車通学再開許可申請書提出するまで停止とします。

○2回目の違反は違反後、1週間の間、自転車通学許可の停止とします。

○3回目の違反は違反後、2週間の間、自転車通学許可の停止とします。

○4回目の以降の違反は、1ヶ月の停止とします。

○「停止」は年間通して積算します。

○土日の部活動も停止期間としてカウントし、期間中は部活動での使用も禁止します。

○一時停止違反、信号無視など、生徒本人の重大な過失による交通事故に遭ってしまった場合は、危険度が高いことを考え、最大1ヶ月間自転車通学を停止することがあります。

自転車通学停止通知が発行された場合、「自転車通学再開許可申請書」に必ず保護者のコメント、本人のコメントを記入の上、担任まで提出ください。規定の期間で戻らない場合、提出するまで自転車通学再開を順延します。なお、違反があった場合、学級担任より電話等にて家庭へ連絡します。ご家庭でもご指導のほどよろしくお願いいたします。

### その他

- 違反行動が悪質または継続的だった場合、違反防止のために、状況に応じた対処の仕方をさせていただきます。よろしくお願いいたします。
- 自転車保険に加入することが許可の条件です。

## 気をつけましょう

### 管理やマナーについて

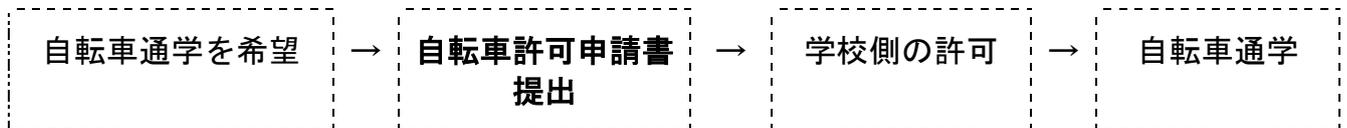
- 城西中周辺は道幅が狭く、非常に危険です。交通ルールに従って、左側を1列で走行しましょう。
- 見通しの悪い交差点がたくさんあります。自分の目で確認して、一時停止を忘れずにしましょう。
- 雨の日にはカッパを着用しましょう。ウィンドブレーカーをカッパ代わりにするのは避けましょう。
- 自転車置き場に自転車を置くとき、置き場の右端から隣の自転車と間を詰めて駐輪するようにしないと規定の人数が駐輪できなくなってしまいます。是非ご協力お願いします。また、自転車置き場の奥まで自転車を入れて駐輪してください。
- ハンドルも右向きで置いてください。統一しないと隣に止められません。
- 冬季は手袋の着用をお願いします。袖に手を引っ込めた状態での運転は危険です。

### いたづらなどの防止のために

- 自転車を止めるときには**必ず鍵をかけましょう**。二重ロックをお勧めします。

## 保護者の皆様へ

- 本校では自転車通学を希望者全員に許可しています。許可に際しては下記の流れが前提となっております。



- 生徒の安全を守る観点から、自転車通学のきまりをご理解いただき、家庭でもお子さんに指導していただきたいと思えます。特に城西中の周辺は、道幅の狭い道が多い割に、車の通りも多いです。
- 思いやりのある自転車走行を心がけることが、交通安全につながります。学校、家庭の連携の上で通学の安全を確保する努力を目指しておりますので、是非ご協力の程、よろしくお願い致します。
- 登下校中に生徒がけがをした場合、加害者がわからない場合には、スポーツ振興センターの給付の対象となります。
- 群馬県では、交通安全条例が改正され、令和3年4/1から**自転車保険加入が義務化**となりました。本校でも、保険に加入していることを証明する書類等を提出していただきます。自転車通学許可の条件となりますので、必ず加入をお願いします。
- 自転車通学許可申請書は、希望する場合4/7の入学式の日に提出をお願いします。